

守口市事業活動継続支援金 個人事業主のための専門家による申請書類の事前確認手順書

1 守口市事業活動継続支援金の概要

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や営業自粛等による売上減少等で経営に深刻な影響が生じている市内の中小企業等に対し、家賃等の固定費その他の事業の継続に必要な経費の支出を支援し、事業継続を下支えすることを目的とする支援金を給付するものです。

(2) 給付額

中小法人その他の法人 30万円

個人事業主 15万円

※ 1給付対象者につき1回限りの給付です。

(3) 給付対象要件

令和2年3月31日以前に開業・設立し、営業実態のある中小法人その他の法人及び個人事業主で次の4つの要件を全て満たしていることが必要です。

- ① 令和2年3月31日時点で守口市内に事業所を有していること。
- ② 次の確定申告書を申請日までに提出していること。ただし、確定申告期限が到来していない又はその義務がない場合は除く。
 - ・法人 令和2年4月からみて前事業年度の確定申告書（「直近の確定申告書」）
 - ・個人 令和元年分の確定申告書
- ③ 令和2年4月の売上額又は同年4月及び5月の平均月間売上額が、前年同期間比で30%以上50%未満減少していること。
- ④ 大阪府の休業要請支援金、休業要請外支援金をいずれも受給していないこと。

(4) 申請期間

令和2年8月3日（月）から同年9月30日（水）まで

※ 守口市事業活動継続支援金の対象要件、売上、前年同期間比等の詳細は、「守口市事業活動継続支援金申請要領」をご参照ください。

2 専門家による申請書類の事前確認

(1) 概要

今回の事前確認は、守口市事業活動継続支援金給付要綱第6条第2項に規定する専門家による申請書類の事前確認として専門家である皆様に実施していただくものです。

(2) 目的

個人事業主が支援金の給付申請に当たり、申請書類、添付資料等に不備がないこと、申請要件を満たしていることを専門家の皆様に事前確認していただくことで、個人事業主の負担軽減と支援金の迅速な給付を目的とするものです。

(3) 事前確認作業

申請者（個人事業主）が、支援金に係る申請に必要な書類を全て準備した後、専門家の皆様に申請書類の事前確認を実施していただきます。専門家記載欄にチェックしていただき、助言・支援した事項がありましたら、記載してください。事前確認作業が終わりましたら、専門家住所、専門家連絡先、専門家氏名、登録番号を自署していただき、押印してください。

(4) 報償金

事前確認に係る費用につきましては、専門家による申請書類事前確認書への確認1件につき5,000円（税込。源泉徴収前金額）を守口市が負担します。そのため、申請者（個人事業主）には、請求しないようにしてください。

※ 振込額は、源泉徴収税率10.21%（100万円を超える場合、20.42%）を控除した額となります（申請者が法人の場合は除きます。）。

(5) その他業務に対する対価

申請者（個人事業主）から申請書類の事前確認以外の業務を別途受託された場合につきましては、当該業務に対して所定の対価を受領していただくことは問題ありません。

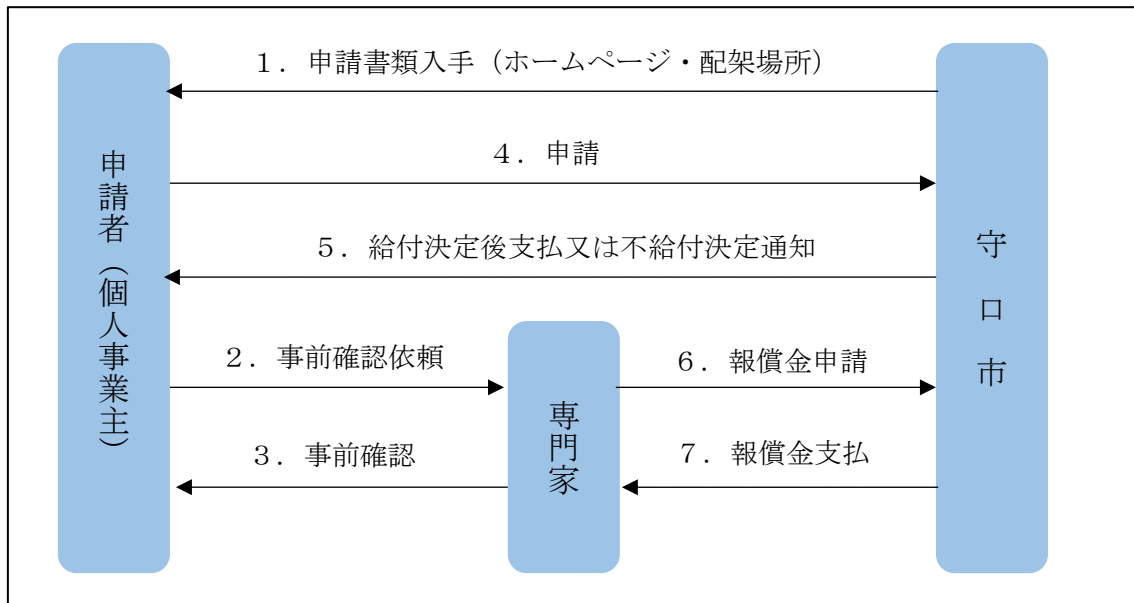
【申請書類の事前確認の参考としていただく資料等】

- ・守口市事業活動継続支援金申請要領
- ・よくあるお問い合わせ
- ・守口市事業活動継続支援金給付要綱

以上の資料については、守口市事業活動継続支援金のホームページに掲載していますので、ダウンロードの上ご活用ください。

3 事前確認手順書

(1) 支援金申請フローチャート



(2) 必要書類の準備 個人事業主

ア 申請書類の入手

申請者は、守口市事業活動継続支援金ホームページや申請書類配架場所で申請書類を入手します。

イ 申請書類の記入

申請者は、守口市事業活動継続支援金申請書、誓約書兼同意書、専門家による申請書類事前確認書に必要事項を記入します。

ウ その他書類の準備

申請者は、申請に必要な書類（申請要領P 9～11に記載のもの。）を準備します。

- 令和元年分の確定申告書等の写し
- 個人事業の開業・廃業等届出書（開業届）の写し（該当者のみ）
- 営業に関する許認可証等の写し（該当者のみ）
- 建物の登記事項証明書（所有の場合）又は賃貸借契約書の写し（賃貸の場合）
- 売上の減少が確認できる書類
- 本人確認書類
- 口座情報が確認できる書類
- その他市が求める書類や申請内容を補足する書類等

(3) 事前確認依頼 個人事業主 ⇒ 専門家

申請者から、専門家に申請書類の事前確認の依頼がされます。

(4) 事前確認の実施 **個人事業主** + **専門家**

日程調整の上、申請者に事務所に来所等してもらい、申請書類の事前確認を実施します。専門家は、申請者の申請書類、添付書類及び申請要件を確認します。

(5) 事前確認終了 **専門家**

ア 申請内容に不適當な個所がない場合

専門家による申請書類事前確認書の専門家記載欄にチェックを入れ、専門家氏名欄に署名捺印していただき、日付、住所、連絡先、登録番号を記載してください。

イ 申請内容に不適當な個所がある場合

書類の追加、補正等を申請者に指示するとともに、その内容を専門家による申請書類事前確認書の【助言・支援した事項】に記載してください。欄が不足する場合は、裏面又は別紙に記載してください。

ウ 事前確認書の交付

「ア」又は「イ」の確認作業が終了した**専門家による申請書類事前確認書の写し**をとり、原本を申請者に渡してください。

なお、「イ」（申請書類に不適當な個所がある）の場合に、修正後の申請書類一式を再度専門家の方が確認する必要はありません。また、再度事前確認を行った場合は、初回の確認と再確認とをあわせて1件とします。

エ 事前確認書の写しの取扱い

「ウ」の写しは、支援金の報償金申請に必要ですので、申請（支援金給付申請期間終了後の令和2年10月1日からを予定）まで大切に保管しておいてください。

(6) 申請 **個人事業主** ⇒ **守口市**

申請者が、専門家の事前確認を受けた申請書類一式を守口市事業活動継続支援金申請窓口に提出します。

(7) 審査 **守口市**

申請窓口において申請書類を守口市が審査します。記載内容に不備や不明な点等があった場合は、申請者に確認します。申請書類を受領後、申請書類に不備や不足等があった場合には、市が指定する再申請期間を設定した上で、申請書類一式を申請者に返送することがあります。

(8) 支援金の給付等 **守口市** ⇒ **個人事業主**

ア 給付要件に該当する場合

支援金の給付を決定し、申請者の指定する金融機関の口座へ支援金を振込みます。

イ 給付要件に該当しない場合

支援金が不給付となると決定した旨の通知書を申請者に送付します。

(9) 報償金申請書の準備 **専門家**

ア 申請書類の入手

専門家は、守口市事業活動継続支援金ホームページで守口市事業活動継続支援金申請書類の事前確認に係る報償金申請書を入手します。

イ 申請書類の記入

申請者は、守口市事業活動継続支援金申請書類の事前確認に係る報償金申請書に必要な事項を記入します。

ウ 必要書類の準備

専門家は、報償金申請書に添付する次の書類を準備します。(報償金の申請者が法人の場合は、個人番号確認書類は必要ありません。)

- 事前確認を実施した個人事業主の専門家による申請書類事前確認書の写し
- 資格証（証票等）の写し
- 個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）の写し
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の写し

(10) 報償金申請書の提出 **専門家** ⇒ **守口市**

専門家は、準備した報償金申請書及び添付書類を次の宛先まで郵送してください。
申請期限は、令和2年10月31日（消印有効）までを予定しています。

郵便番号：〒570-8666

住所：守口市京阪本通2丁目5番5号

宛先：守口市役所地域振興課

留意事項：「事前確認関係書類在中」と記載してください。

(11) 報償金の支払 **守口市** ⇒ **専門家**

市は、専門家から申請のありました守口市事業活動継続支援金申請書類の事前確認に係る報償金申請書の内容を確認後、適当と認めるものについて所定の費用（事前確認1件につき5,000円（税込。源泉徴収前金額））を専門家が指定する金融機関の口座へ振込みます。

※ 振込額は、源泉徴収税率10.21%（100万円を超える場合、20.42%）を控除した額となります（申請者が法人の場合は除きます。）。